

1. 元々のドイツ基本法の規定

§ 28-1 侵略戦争の準備の禁止

§ 4-3 兵役忌避を認める

§ 24-1 平和を維持するために連邦が相互的・集団的安全保障制度に加入することを認める

2. 西ドイツの再軍備

・ 1952年5月26-7日「ドイツ条約」とEDC（ヨーロッパ防衛共同体）関係諸条約が締結
 ・ 社民党による憲法訴訟

・ 1953年9月6日総選挙 与党圧勝

1954/3/26 連立与党の票による 憲法改正 § 73-1 変更、§ 79-1-2, § 142a

・ しかし EDC 条約はフランスが批准しなかったことにより流産。西ドイツの NATO と WEU（ブラッセル条約）加盟が交渉され、1954/10/23 パリ諸条約として調印。1955/5/5 発効

・ 1955/7/16 志願兵法案成立 11/12 最初の 101 人の志願兵による連邦軍が発足

・ 1956/3/19 与野党協力による憲法改正

§ 65a: (非常事態立法で 115b が追加) 軍隊の指揮・命令権は平時においては国防大臣、有事においては連邦首相に属する

議会による軍隊の統制

§ 17a, § 45a 連邦議会の国防委員会が調査委員会として憲法上の機関になる, § 45b 国防受託者の制度新設, § 59a 国防事態の到来は議会が確定する。克服しがたい障害により連邦議会が招集され得ず、遅延が危険を招くときのみ首相と大統領により行われる（後に非常事態立法で削除、115a に）、, § 87a 軍隊の員数とその組織の大綱は予算によって明らかにされなければならない, § 87b, § 96a, § 143 追加。

・ 1957/4/1 徴兵制開始 現在に至るまで続いている 現政権で再度徴兵制は議論される予定。現在 9 ヶ月の徴兵期間 2002/2/20 憲法裁判所判決は、徴兵制の合憲性を確認

・ 「内面指導」「制服を着た市民」概念の発展

3. 1968 非常事態立法

1968. 6.24 10,11-2,12, 73-1, 87a, 91 変更、9-3-3, 12a, 19-4-3, 20-4, 35-2, 35-3, 53a, 80a, 115a-1 追加、59a, 65a-2, 142a, 143 廃止

35-2 州による連邦国境警備隊の支援要請

同 3 項 連邦政府による州への警察、軍隊の出動

87a-2 軍隊は、国防をのぞいては、この基本法が明文で認めている場合に限って出動することができる

同 3 項 軍隊による非軍事的物件の保護、交通規制

同 4 項 国内における軍隊の出動

第 10a 章 防衛事態(Verteidigungsfall) § 115a-1

115a 防衛事態 = 「連邦領域が武力で攻撃された、またはこのような攻撃が直接に切迫していること」

防衛事態の確定：連邦政府の申立てに基づいて、連邦議会が連邦参議院の同意を得て行う。連邦議会議員の過半数かつ投票の 3 分の 2 の多数。これができないときは合同委員会が過半数かつ投票の 3 分の 2 の多数をもって確定。大統領が公布。

連邦領域が武力で攻撃され、以上の手続きが踏めないときは、確定は行われたものとみなされ、攻撃が開始された時点で公布されたものとみなされる。

防衛事態に至る前段階として、緊迫事態、連邦議会の特別の合意による緊急事態（共に § 80a）が、またこれとは別に同盟事態(Bündnisfall) 80a-3 が想定されており、防衛事態の発生前の段階で、平時において適用を差し止められていた法令を適用可能にする条件を定めている。

4 . 冷戦下における西ドイツ軍の置かれた状況

NATO の集団防衛の中核 領域内の活動しか想定されず

ただし、人道援助、災害救難のための連邦軍の派遣は全く別であり、これは 1960 年にモロッコの地震の折りに派遣されて以来、ほぼ毎年のように派遣されてきており、のべ 130 回以上、50 カ国以上に派遣。

5 . 冷戦後のドイツの安保政策の変化と憲法解釈の変化

湾岸戦争、旧ユーゴ紛争、ソマリアなどで、領域外へ連邦軍を派遣する必要が出てくる。

憲法上の疑念

連邦憲法裁判所判決 1994 年 7 月 12 日 基本法 24 条 2 項は相互集団安全保障制度へ加盟とそれに伴う主権の制限を認めているのみならず、これらの機構への加盟から生ずる課題、したがってこれらの機構の枠内で行われる活動への連邦軍の参加のための憲法上の根拠を提供している。ただし、基本法は連邦政府にその際、連邦議会の同意を得るよう義務づけている。

これ以後次第に活動領域を拡大。現在、常時 9000-10,000 人を展開、「世界で最も大きな国際的な部隊派遣国」

安全保障環境は劇的に変わる。現在連邦軍を新しい任務に適応すべく改革が進行中。

< 参考資料 >

配布済みに加え、松浦一夫『ドイツ基本法と安全保障の再定義』（成文堂,1998年）